

令和4年度第2回  
通算第34回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時

令和5年(2023年)3月24日(金曜日) 午後3時

開催場所

函館市消防本部5階防災多目的ホール

議 題

- (1) 会長および副会長の選出について (公開)
- (2) 個人情報保護法の一部改正に伴う函館市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係規則等の制定について(報告) (公開)
- (3) 函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱の制定について (公開)
- (4) その他 (公開)

出席委員

繪面 和子 委員, 榎本 聡司 委員, 藤森 康澄 委員,  
干山 毅 委員, 堀田 剛史 委員, 三浦 由貴子 委員,  
森 真由美 委員

欠席委員

なし

事務局の  
出席者の  
職 氏 名

総務部文書法制課長 野呂 健尚  
総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀  
総務部文書法制課主任主事 加藤 大地

傍聴者

なし



野呂課長	<p>(開会午後3時)</p> <p>ただいまから、第34回函館市個人情報保護運営審議会を開会します。</p> <p>私は会長・副会長が選出されるまでの間、進行役を努めさせていただきます、文書法制課の野呂と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本審議会委員への御就任に当たり、快く御承諾をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本来であれば、総務部長から委員の皆様へ御礼を申し上げるところですが、あいにく出席がかなわず、誠に申し訳ございません。</p> <p>委員の皆様におかれましては、今後とも個人情報保護制度の適切な運用のため、引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは着席させていただき、会議を進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>審議会の委員の任期は2年となり、改めて令和5年3月1日付けで御委嘱申し上げたところでございます。</p> <p>任期満了に伴い木村委員と佐藤委員が退任され、新たに藤森委員、干山委員にご就任いただいたところでございます。</p> <p>それでは、委員の皆様を御紹介申し上げます。</p> <p>繪面委員でございます。</p> <p>榎本委員でございます。</p> <p>藤森委員でございます。</p> <p>干山委員でございます。</p> <p>堀田委員でございます。</p> <p>三浦委員でございます。</p> <p>森委員でございます。</p> <p>皆様の任期は、令和7年2月末までとなっておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次に、議題の(1)会長および副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規定してございます。</p>
------	---

<p>三浦委員 野呂課長</p>	<p>選出の方法ですが、差し支えなければ、委員の皆様の推薦によりまして、決定したいと存じますが、この方式でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、会長および副会長の御推薦を受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。</p> <p>会長には堀田委員を、副会長には繪面委員を推薦します。</p> <p>ただいま、三浦委員から、会長には堀田委員、副会長には繪面委員をとの御発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、会長は堀田委員、副会長には繪面委員に決定させていただきます。</p> <p>それでは、堀田会長、繪面副会長には、恐れ入りますが、会長席、副会長席にお移り願います。</p> <p>(それぞれの席に移動)</p> <p>それでは、これからの議事運営につきましては、審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長となって進めていただくこととなりますので、堀田会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、個人情報保護運営審議会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、委員の皆様のご推薦を受け、会長を務めることになりました堀田でございます。</p> <p>さて、地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで自治体等が個人情報保護条例を制定し、規律を定めていたところでございますが、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることとなり、昨年開催した本審議会において、函館市が制定する法の施行条例に規定する内容の方向性について審議し、答申を行ったところでございます。新年度からは、函館市においても、同法に基づき、個人情報を取り扱うこととなりますが、本審議会は、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議する役割を担っておりますので、函館市の個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営のため、委員の皆様のご協力をお願い申し上げ、ごあいさついたします。</p> <p>それでは、議題に入る前に事務局から資料の確認をお願いします。</p>

野呂課長	<p>本日の会議の資料を確認させていただきます。</p> <p>事前に資料1～資料5を送付させていただいております。また、本日、机上に資料6および資料7を配付させていただいております。</p> <p>本日の会議資料は、以上でございます。</p>
堀田会長	<p>それでは、次の議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、本日の審議会は、審議会規則第3条第3項の規定による定足数、委員の半数以上を満たしており、成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、これからの審議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がございませんので、会議は公開で行います。</p> <p>それでは、報告事項である議題の(2)個人情報保護法の一部改正に伴う函館市個人情報の保護に関する法律施行条例および関係規則等の制定について、事務局から説明願います。</p>
野呂課長	<p>それでは、議題2個人情報保護法の一部改正に伴う「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」および関係規則等につきまして報告させていただきます。</p> <p>現在、地方自治体の個人情報保護制度は、各自治体の条例により運用しておりますが、令和5年度からは、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)が地方公共団体にも適用されることとなりますことから、昨年9月に、新たに制定する条例等に定める内容の方向性について、審議会でご審議いただき、市の提示した方向性の案に異議はない旨の答申をいただいたところでございます。その後、令和4年第4回市議会定例会において、「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」および「函館市情報公開・個人情報保護審査会条例」が議決されましたので、関係する規則等もあわせ、本日、ご報告させていただきます。</p> <p>なお、函館市個人情報保護条例は3月31日で廃止となります。</p> <p>資料につきましては、左上の番号1から4と6、7になります。</p> <p>順に説明させていただきます。</p> <p>はじめに資料1「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」をご覧</p>

ください。

昨年、審議会に提示した市の案において、施行条例に定めるとしておりましたのは、開示請求に係る手数料、罰則に係る経過措置、個人情報の開示等の手続に関する事項（期限の短縮等）、審議会へ諮問することができる旨の規定、でございました。また、「個人情報収集等届出書」につきましては、要綱等で定めることとしておりましたが、国の行政機関である「個人情報保護委員会」に照会したところ、条例に規定すべき事項であると回答がありましたので「個人情報収集等届出書」に関しましても、条例に規定することとしたところでございます。

1 ページの中段の第3条が「個人情報の収集等の届出」についての規定でございます。

法では、1,000人以上の個人情報ファイルを保有しようとするときには、個人情報ファイル簿の作成、公表が義務付けられており、本市においては、1,000人未満の個人情報につきましても、これまでと同様に収集届を提出することとし、閲覧に供することといたしました。

2 ページをご覧ください。第4条、第5条につきましては、開示決定等の期限および期限の特例に関する規定で、法では、開示決定の期限および延長する場合の期間は、30日とされておりますが、本市においては、この期間を短縮し、14日とすることなどを定めております。

3 ページをご覧ください。

第6条の費用の負担については、これまでと同様に手数料は無料とし、写しの作成および送付に要する費用を開示請求者の負担とすることを定めております。

第7条につきましては、審議会への諮問について規定しており、（1）でこの条例、函館市個人情報の保護に関する法律施行条例を改正または廃止しようとする場合（2）個人情報の保護に関する法律、第66条第1項の規定「安全管理措置」に関する、基準を定めまたは変更しようとする場合（3）は、1,2のほか、個人情報の取扱いに関する細則を定め、または変更しようとする場合とし、「個人情報の適正な取扱いのため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であるときは、審議会に諮問することができる」ことについて定めております。

第8条につきましては、個人情報保護運営審議会に関する規定となって

おり、これまでと同様の内容となっております。

つづきまして、4ページをご覧ください。附則では、函館市個人情報保護条例の廃止や廃止に伴う経過措置の規定です。

5ページをお開きください。

中段の附則6項で、個人情報保護運営審議会の存続について、7項で審議会委員については、委嘱されたと見なされ、任期は残任期間（令和7年2月末）となります。

下段の附則9項から6ページの11項に、函館市個人情報保護条例（現条例）に基づく違反行為等があった場合の経過措置として、条例廃止後も罰則は条例廃止前と同様の適用となることを規定しています。

続きまして、資料2「函館市個人情報の保護に関する規則」をお開き願います。

本規則には「個人情報の保護に関する法律」および「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく、保有個人情報の開示の方法等について、必要な事項などについて定めているもので、具体的内容を規定しております。

個人情報の収集等届出書の規定は2ページの第3条に、様式は5ページに定めております。

次に、資料3をご覧ください。

これまでも「函館市個人情報保護運営審議会規則」がございましたが、規則の根拠条例である「函館市個人情報保護条例」が廃止となるため、これまでの審議会規則を廃止し、あらためて「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づいた規則を制定したものでございます。

内容につきましては、第1条の根拠条例および関連条項は変更となっておりますが、以下の規定につきましては、これまでの規則と同じ内容となっております。

なお、審査会の委員につきましても、現在の委員は委嘱されたものと見なし、任期は残任期間とし、会長および副会長についても継続されます。

次に、資料4「函館市情報公開・個人情報保護審査会条例」をご覧ください。

昨年、審議会で説明したとおり、函館市公文書公開審査会と函館市個人情報保護審査会を統合し、審査会名を函館市情報公開・個人情報保護審査

	<p>会として、条例制定したものでございます。</p> <p>なお、条例の内容につきましては、統合前の審査会の規定と同様の内容を定めております。</p> <p>続きまして、本日お配りした、資料6「函館市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程」と資料7「函館市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する事務取扱等要領（案）」をご覧ください。</p> <p>これは、国の機関である「個人情報保護委員会」が示している「行政機関等向けの事務対応ガイド」にあります「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づきまして、函館市における保有個人情報の管理体制や取扱い等の安全管理について規定するものでございます。</p> <p>資料6については、安全管理措置等の規定で、資料7は安全管理措置規程の事務取扱等について定めたものであり、内部管理について定めたものとなりますので、内容につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>各資料の説明については、以上でございますが、個人情報保護法の適用に合わせ、ただいまご報告いたしました条例等を整備したところでございます。今後は、これらの条例等に基づき、保有個人情報について適切に管理することとしております。以上でございます。</p>
堀田会長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>ないようですので、次の議題（3）の函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱の制定について、事務局から説明願います。</p>
野呂課長	<p>資料5「函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱」をご覧ください。</p> <p>これまでも、同名の取扱要綱がございましたが、審議会の設置について定めていた根拠条例である「函館市個人情報保護条例」が廃止されるため、これまでの公印取扱要綱を廃止し、あらためて、「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、「函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱」を制定しようとするものでございます。</p> <p>要綱の内容につきましては、審議会の答申の際などに使用する公印の取扱いを定めるものであり、これまでの公印取扱要綱と同じ内容となっております。</p> <p>資料の説明は以上でございます。</p>
堀田会長 繪面副会長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>公印はこれまでどおりということよろしいでしょうか。</p>



野呂課長 堀田会長	はい。全く同じものでございます。 ありがとうございます。
野呂課長 堀田会長	それでは、議題（３）の函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱の制定について承認するということよろしいでしょうか。 (異議なしの声) 皆さん御異議がございませんので、議題（３）の函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱の制定について承認することといたします。
繪面副会長	次に議題の（４）その他として委員の皆様から何かありませんか。 マイナンバーカードについてですが、私の周りにもマイナンバーカードを作るように言っていたのですが、時々、函館市のマイナンバーカードの取得率について聞かれることがあります。もし、取得率がわかれば教えてくださいいただけますか。
野呂課長	担当課ではないため、数字は抑えておりませんでした。後ほど、戻りましたらわかりますが。
繪面副会長	一生懸命に作っているけれども、どのくらいの取得率なのか聞かれたもので、お聞きしたまでですので、結構です。
野呂課長 堀田会長	よろしいでしょうか。申し訳ございません。 その他なにかございませんか。
野呂課長	事務局からはどうですか。
野呂課長 堀田会長	ございません。 その他ないようでございますので、本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。
野呂課長 堀田会長	委員の皆様には、大変ありがとうございました。  (閉会午後３時２５分)

